

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

都城市長 池田 宜永

市町村名 (市町村コード)	都城市 (45202)
地域名 (地域内農業集落名)	安久 (下安久、上安久、藤田、高野原、正応寺、石原、長畑、尾平野、東豊満、西豊満)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月21日

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p><b>【人口減少・高齢化】</b> ・耕作者の年齢割合は、70歳以上が高く、そのうち、後継者未定や不明な農地も多くあり、農地の維持・保全のためには受け手の確保が必要不可欠である。</p> <p><b>【農地の状態】</b> ・畑は耕作者が多いが、条件の悪い水田(区画・面積・排水)は、耕作してくれる人が少ない。 ・所有者不明の水田が数カ所あり、そこが耕作放棄地になっている。</p> <p><b>【畑かん】</b> ・畑かん事業の受益地となっており、給水栓設置が進んでいる。しかし、水利用が進んでおらず、今後はかんがい用水を活用した生産性や収益性を高める営農体系を確立することが課題である。</p> <p><b>【基盤整備】</b> ・早い時期に基盤整備事業が行われているが、区域によっては、条件が悪く大型機械の利用が難しい。今後、地域の農業を担う者に集積・集約を進める際の妨げになることが危惧される。</p> <p><b>【集積・集約】</b> ・集落内の担い手不足のため、大規模農家に農地が集まっている。しかし、大規模農家は圃場管理ができる上限まで耕作しており、圃場周辺の除草管理等が行き届いていない事例がある。 ・今後、農業者間で農地の交換等の土地利用調整を行う際、営農形態(畜産部門・耕種部門)により圃場の管理方法の違いがあり、作物の生育に土壌条件が適さず、簡単には調整ができない可能性が高い。</p> <p><b>【鳥獣被害】</b> ・地域によっては、イノシシ等の被害を受けている。</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>・新規就農者の就農や中心経営体の規模拡大に合わせて、畑かん事業で整備した用水を活用した施設野菜や露地野菜の導入を検討する。</p> <p>・水田を活用した普通作物(主食用米、加工用米、大豆等)を主要作物としつつ、園芸作物(ラッキョウ、カンショ、サトイモ、ダイコン、ニンジン、ゴボウ、コマツナ、加工ホウレンソウ、エダマメ、促成キュウリ、花卉等)や飼料作物(トウモロコシ、牧草、飼料用米)、工芸作物(茶)等の団地化を形成する。併せて高収益作物の導入を検討する。</p>
---

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	512.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	512.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

<p>・「農業上の利用が行われる農用地等の区域」については、農業振興地域内の農地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。</p>
--

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>・担い手(専業農家・兼業農家)を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農業委員や農地利用最適化推進委員、農地中間管理事業推進員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>・今後、農地の相続等に伴い地権者が地区外に在住するケースが多くなることから、賃料の支払いや貸借契約を円滑に進めるために農地中間管理機構を活用していく。          ・担い手が病気・怪我や高齢化等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地の新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、農地中間管理機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>・地区内の農地は基盤整備が進んでいない地域もあり、農道の整備や畦畔除去を進め耕作条件の改善に向けた検討をしていく。          ・湿田の改良対策と老朽化した用水路の修繕が必要である。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>・農業機械を所有していない土地持ち非農家や、農作業ができない高齢者等には、農作業受託組織等への委託を促す。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

・被害状況を把握し、侵入防止柵や檻の設置等を検討して、被害防止の構築等に取り組む。